

## 第4章 災害応急対策計画（地震災害）



## 第4章 災害応急対策計画（地震災害）

### 第1節 応急活動体制

【防災担当課、各部、各機関】

災害発生直後において、本部の指揮命令系統の確立を目指し、初動体制の迅速な立ちあげ、災害対策本部の設置に関する手順の確立、配置体制に即した、職員の動員・配備、各機関・団体及び市民への応援要請の手順等の応急活動体制を整備する。

#### 第1 初動体制

##### 1. 初動体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合において、被害認識の有無に関わらず、職員の自主登庁により応急対策に従事する職員を配置する。

被害の発生状況により災害対策本部が設置された場合においては、それまでの震災応急体制は自動的に閉鎖し、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

- |   |
|---|
| (1) 地震1号体制＝震度4の地震が発生したとき                                  |
| (2) 地震2号体制＝震度5弱、震度5強の地震が発生したとき                            |
| (3) 災害対策本部＝震度6弱以上の地震が発生したとき<br>甚大な被害が発生し、全機能をあげて活動を実施するとき |

- \* 震度の判定は、テレビ、ラジオ又は防災センターに設置の計測震度計で確認する。  
テレビまたはラジオで、市域の震度階が発表されない場合は、近隣市の震度階で判断する。なお、停電等により確認ができない場合には、下記の震度階級表を目安に職員個々の判断により対応する。

震度4	＝ 電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
震度5弱	＝ 電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
震度5強	＝ 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
震度6弱	＝ 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
震度6強	＝ 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
震度7	＝ 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 2. 配備体制

地震1号体制 〔約 35名〕	①防災関係課の所属長及び各会館長ならびに防災担当課全職員 ②少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる体制 ③被害の発生が想定される場合には地震2号体制(但書は除く)に移行する。
地震2号体制 〔約 340名〕	①防災関係の職員全員及びあらかじめ定める職員 ②職員の約4割を配備し、情報収集及び防災活動にあたる体制 ----- 会館連絡班＝各会館の館長及びあらかじめ指定する職員については会館へ直接参集する。 ----- 被害調査班＝自治会毎に定める職員は、所轄の区域を巡視し、自主防災組織との連絡を密にし、被害状況を把握の後、「被害状況報告書」にて会館連絡班に報告する。 報告後は、速やかに登庁する。 ----- あらかじめ指定する職員は、直ちに守山市コミュニティ防災センターに登庁し、活動体制を支援する。
地震2号但書 〔約 630名〕	但し、被害の発生が複数の箇所において明らかに認識される場合には守山市職員全員が登庁する。  (被害調査班、会館連絡班は所定の任務につく)

※(資料3-4)警戒体制における配置職員及び指揮系統等

※(資料3-6)地震1号体制、地震2号体制、地震2号但書の配備人員

## 3. 勤務時間外の配備体制

勤務時間外においては、震度に応じて自動的に次のような配備体制を定める。

震度4	地震1号体制
震度5弱、震度5強	地震2号体制
震度6弱以上	地震2号但書

それぞれの配備対象となっている職員は、配備の連絡を待つことなく、自主的に参集し、災害対策活動に従事する。

## 4. 職員参集

(1) 守山市コミュニティ防災センターに登庁する職員((2)、(3)以外の職員)

初動体制の規定に基づき出動する職員は、守山市コミュニティ防災センターに備える登庁名簿に自署のうえ待機し、指示を受ける。

※(資料8-1)職員動員に関する様式(登庁名簿)

※(資料8-2)職員参集(予定・報告)表

(2) 病院に登庁する職員

市民病院に所属する職員は、市民病院総務課に備える登庁名簿に自署のうえ待機し、市民病院長の指示を受ける。

(3) 地区会館に参集する職員(会館連絡班)

会館連絡班員は、館長及び会館施設に近住する者の中から定める。なお、会館での業務は次のとおりである。

ア. 所管自治会での被害状況の収集、本部への報告＝無線または、FAXもしくは電話、有線で被害調査班の調査結果を本部へ連絡する。

イ. 本部の情報・指令を自主防災組織に伝達する。

ウ. 会館連絡班員は、会館の鍵を常時保有し、緊急時には早急に施設を開放する。

エ. 執務時間中に地震2号体制となった場合には、直ちに会館に急行し、緊急業務体制に入る。

## 5. 市内の被害状況の把握〈被害調査班〉

(1) 地震2号体制となった場合、あらかじめ定めた区域内を1時間以内で被害概要を確認するとともに、自主防災組織の代表から「被害状況報告書」を受取り、会館連絡班に報告すること。また、自主防災組織からの支援等について要請を受ける。

※(資料8-4)様式第1号

(2) 執務時間中に地震2号体制となった場合には、直ちに所定の区域に急行し、被害調査に入る。

## 6. 情報の収集・伝達

(1) 地震1号体制にあつては、防災担当課長が次の措置を行い、速やかに防災担当部長を経由して市長に報告する。

ア. 地震及び気象に関する情報の収集

イ. 市内における被害状況の把握

(2) 地震2号体制にあつては、防災担当部長が次の措置を行い、下記の事項を整理して、速やかに市長へ報告する。市長は、被害状況を把握した後、必要に応じ、震災応急体制を災害対策本部の配備に移行するものとする。

地震2号体制は情報収集を主たる目的とし、その被害の状況に応じて次のとおり班編成し、災害応急措置を講ずるものとする。

(3) 地震2号体制における各班の任務は以下のとおりである。

情報班	①地震及び気象に関する情報の収集に関すること ②地域被害状況報告の把握に関すること ③自主防災組織、消防団等との連絡調整に関すること
被害調査班	①公共施設の被害状況の把握に関すること ②市内における被害状況の把握に関すること
救援救護班	①被災者への救護に関すること ②食料・飲料水の供給及び確保に関すること ③備蓄資機材の搬出、提供に関すること
避難誘導班	① 難所の開設及び準備に関すること

※(資料8-3)配置体制別配備人員表

## 7. 職務代行

(1) 地震1号体制下で防災担当課長が不在の時は、都市経済部担当課長がその職務を遂行する。

(2) 地震 2 号体制下で防災担当部長が不在の時は、都市経済部長がその職務を遂行する。

なお、都市経済部長が不在の時は、政策調整部長、総務部長、環境生活部長、健康福祉部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会教育部長が順次その職務を行う。

## 8. 災害警戒体制の解除

市の地域について災害のおそれが解消したとき、地震 1 号体制にあつては防災担当課長が、地震 2 号体制にあつては防災担当部長が、災害対策本部にあつては市長が体制を解く。

## 9. 地震発生時初動体制の全体業務

以下に、地震発生時における初動体制の業務を時系列で示す。

地震発生時初動体制の全体業務(時系列)

発生からの時間	項目	内容
↓ 1 時間以内	調査・情報収集	①被害状況調査（被害調査班、会館連絡班からの被害状況の収集） ②地震情報の収集(計測震度計、彦根地方气象台、県防災行政無線、テレビ等からの地震情報の収集)
	災害対策本部設置の検討	①情報収集した被害状況を災害対策本部設置基準に照らし設置を検討
	県等への応援要請の検討	①県等への応援要請の検討・受入れ体制の確立 ②県等との連絡調整
	自衛隊の派遣要請の検討	①災害派遣の要請検討・受入れ体制の確立 ②自衛隊との連絡調整
↓ 3 時間以内	災害広報・伝達	①市民、自主防災組織、県、関係機関への情報伝達（報道機関対応への対応含む） ②放送機関への放送要請(有線放送、テレビ等)
	医療救援	①消防、警察、病院、医師会等医療団体との連絡及び救援 ②医薬品、機材及び医師等の確保、輸送
↓ 6 時間以内	避難	①避難勧告、指示及び避難所の開設 ②関係機関への連絡及び避難誘導
	飲料水、備蓄資材等の供給	①飲料水、食料の供給及び確保 ②備蓄資材の搬出及び提供
	交通の確保	①施設被害、交通規制実施状況等の把握(ヘリポート使用の可否含む) ②障害物除去・応急修理による緊急輸送路の確保 ③資機材の調達、確保 ④関係機関との連絡(警察・道路公社・鉄道等の施設管理者)
	輸送	①警察・輸送業者との連絡 ②輸送手段の確保、代替輸送手段の検討
	広域防災応援	① 援・協力要請(人員・物資等ニーズの把握)

## 第2 災害対策本部

災害対策本部は、全組織をあげて、救援・救護活動体制を確立し、災害の状況の変化に対し、迅速に対処し得る体制を確保しつつ災害活動に従事する。

### 1. 設置基準

市長は、次の基準により必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- (2) 大規模な地震、火事、爆発等により甚大な被害が発生したとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき(自動設置)。
- (4) その他総合的な災害応急対策を必要としたとき。

### 2. 災害対策本部の設置

市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めるときは、守山市コミュニティ防災センターに災害対策本部(本部員室)を設置する。ただし不可能な場合は、市長が指定する場所に置く。

### 3. 本部の廃止

本部長は、以下の場合において、災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の市域について災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき。

### 4. 設置または廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した場合は、直ちに以下の通り通知する。

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法	担 当
市役所内各部・班	庁内放送・市防災行政無線・FAX 電話・情報配信システム・口頭・その他迅速な方法	防災担当課
その他市役所出先機関	市防災行政無線・FAX 電話・情報配信システム・口頭・その他迅速な方法	
市 民	市防災行政無線・情報配信システム・広報車・報道機関	
県 知 事 各 警 察 署 長 その他市防災会議委員	県防災行政無線・FAX 電話・口頭・その他迅速な方法	
隣 接 市	県防災行政無線・FAX 電話・口頭・その他迅速な方法	
報 道 機 関	電話・口頭または文書・FAX	
		政策調整部

## 5. 組織・運営

### (1) 災害対策本部組織

災害対策本部の組織及び分担任務は次の通りである。

※守山市災害対策本部（職員動員計画機構図）

（災害応急対策計画（一般災害）（一般災害）p3.3）

※（資料3-2）災害対策本部（各課分担任務）

### (2) 職務代行

災害対策本部にあって本部長が不在の時は、副本部長（副市長）が、その職務を遂行する。なお、副市長が不在の時は副本部長（教育長）が、教育長が不在の時は、副本部長（市民病院長）がその職務を遂行する。

### (3) 本部の運営

本部の運営については、守山市災害対策本部条例の定めるところにより次の通り行う。

#### ア. 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。

##### ① 報告事項

副本部長及び本部員は、ただちに本部員室に集合し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

##### ② 協議事項

本部員会議の協議事項は、次の通りとする。

- ・本部の動員配備体制の切替及び廃止に関する事
- ・災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事
- ・災害救助法の適用に関する事
- ・自衛隊、県及び他の市町への応援派遣要請に関する事
- ・災害対策経費の処理に関する事
- ・その他災害対策の重要事項に関する事

#### イ. 本部の運営上必要な資機材等の確保

防災担当課長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

##### ① 本部開設に必要な資機材等の準備

- ・被害状況図板の設置
- ・住宅地図等その他地図類の確保
- ・携帯ラジオの確保
- ・テレビの確保
- ・パソコンの確保
- ・自主防災組織等に関する組織代表者名簿その他名簿類の確保
- ・被害状況連絡票その他の書式類の確保
- ・その他必要資機材の確保

##### ② 通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

##### ③ 自家発電設備の確保



停電に備え自家発電設備の点検を行い、電源の確保を図る。

ウ. 本部の標識等

本部が設置されたときは、正面玄関に「守山市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部長、副本部長、本部員、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときはそれぞれ所定の腕章を着用するものとする。

※（資料 1-4）守山市災害対策本部条例

※（資料 1-4）守山市災害対策本部条例

(4) 本部職員の食料・飲料水等の確保

大規模災害時における本部職員の食料等を確保するため、最少限度の乾パン、飲料水等の備蓄を図る。

### 第3 災害対策本部職員の動員・配備

#### 1. 記備体制の時期及び内容

災害に対処するため本部長は、災害の状況により、別に示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。

なお本部長は、災害の状況に応じて必要があると認めたときは、特定の部または班に対しあらかじめ定められた分担任務と異なる事務を指令することができる。

A 配 備	①災害対策本部が設置されたとき	①突発的災害等に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 ②事態の推移に伴い速やかにB、C配備に移行しうる体制とする。	約 140 人
B ・ C 配 備	①震度 6(弱・強)の地震が発生しかつ市域に相当規模の災害が発生したとき ②市内の複数の地区に災害が発生したとき ③または上記のような事態の発生することが予測されるとき ④その他状況により本部長が必要と認めたとき	①複数の地区についての救助救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 ②事態の推移を伴い速やかにD配備に移行しうる体制とする。	約 340 人
D 配 備	①震度 7 の地震が発生したとき ②全市域に災害が発生するおそれがある場合、もしくは大規模災害が発生し、B、C 配備体制では対処できない、またはその他の状況により本部長が必要と認めたとき	本部の全力をもって対処する体制とする。	全 員 約 340 人

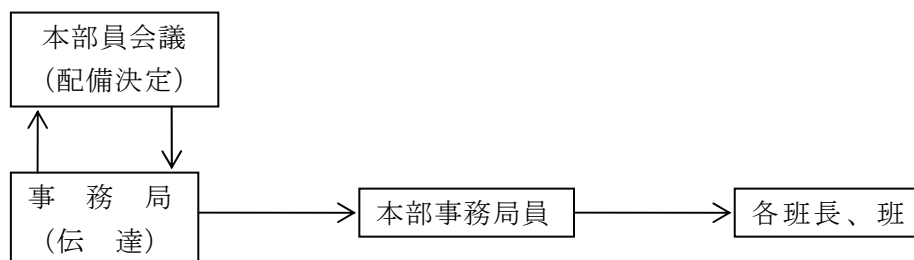
※（資料 3-5）災害対策本部配備人員

## 2. 動員の系統

本部員会議により決定された配備体制に基づく職員の動員の系統は、おおむね次のような経路を経て行う。

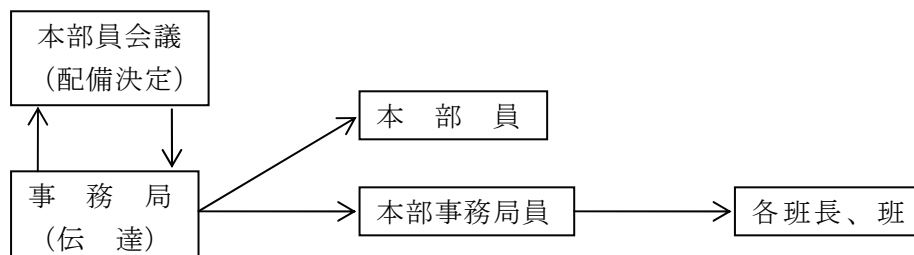
各部長は、部内の各班の活動要領を定めるとともに、休日や夜間等の勤務時間外に指示を受けた時も、所属職員に対し、直ちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について、常に把握しておく。

### (1) 勤務時間中



### (2) 勤務時間外

勤務時間外の場合は、震度に応じた自動配備を基本とし、状況に応じて以下の経路により動員手続きを行う。



## 3. 職員の動員及び動員人員

### (1) 動員

各職員は、災害発生を知ったときは、第1節第1の初動体制の規定に基づき、あらかじめ定められた任務につくとともに、自主的に登庁する。また、召集の連絡があった場合は迅速に登庁することとする。

### (2) 動員人員

動員人員の把握は防災担当課が行ない、適時指揮官へ報告するものとする。

## 4. 職員の配置及び服務

### (1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成するとともに、次の措置を講じるものとする。

- ア. 災害に対処できるよう職員を配置
- イ. 職員の非常集合方法及び交代方法の措置
- ウ. 高次の非常配備体制に移行できる措置
- エ. 他部への応援の要請

## (2) 職員

## 動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、各部長に報告する。

各部長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、指揮監を通じて、適時本部長に報告する。

※(資料 8-1) 職員動員に関する様式(登庁名簿)

※(資料 8-2) 職員参集(予定・報告)表

※(資料 8-3) 配置体制別配備人員表

## (3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の地震が発生したときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

### [勤務時間内における遵守事項]

- ア. 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ. 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
- ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ. 災害場所に出動した場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用する。
- オ. 職員は市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。

### [勤務時間外における遵守事項]

- ア. 地震等による大災害が発生した時または大災害が発生したと推量された時は、動員連絡を待つことなく、第 1 節第 1 「初動体制」の規定に基づき、自主的に所定の任務につく。
- イ. 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも集合が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。
- ウ. 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き防災服・ヘルメット・長靴等着用、食料 1 食分とする。
- エ. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

**第4 災害対策要員確保計画**

第3章第1節第4 「災害対策要員確保計画」を準用する。

**第5 応援の要請**

第3章第1節第5 「応援の要請」を準用する。

**第6 後方支援対策**

第3章第1節第6 「後方支援対策」を準用する。

**第7 災害応急・復旧対策に関する用地の確保**

第3章第1節第7 「災害応急・復旧対策に関する用地の確保」を準用する。

## 第2節 情報の収集・伝達

【防災担当課、各機関】

収集すべき情報の内容・種別に応じて、的確な収集、伝達を行うための分担、体制、手順について定める。

### 第1 情報連絡体制

第3章第2節第1 「情報連絡体制」を準用する。

### 第2 地震に関する情報等

#### 1. 地震に関する情報等の種類

##### (1) 情報の伝達

##### ア. 緊急地震速報

気象庁は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地緊急地震速報を、テレビ・ラジオメール配信等で通報する。

##### イ. 地震情報

彦根地方気象台は、滋賀県下において震度1以上を観測した場合または必要と認める場合は、大阪管区気象台または気象庁地震火山部が発表した地震情報等を次の各機関に通報するものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・滋賀県 防災危機管理局</li><li>・国土交通省 琵琶湖河川事務所</li><li>・放送機関 日本放送協会大津放送局</li></ul> |
|--|

##### (2) 伝達する情報の種類

※（資料6-4）気象庁震度階級

#### 2. 情報の伝達系統

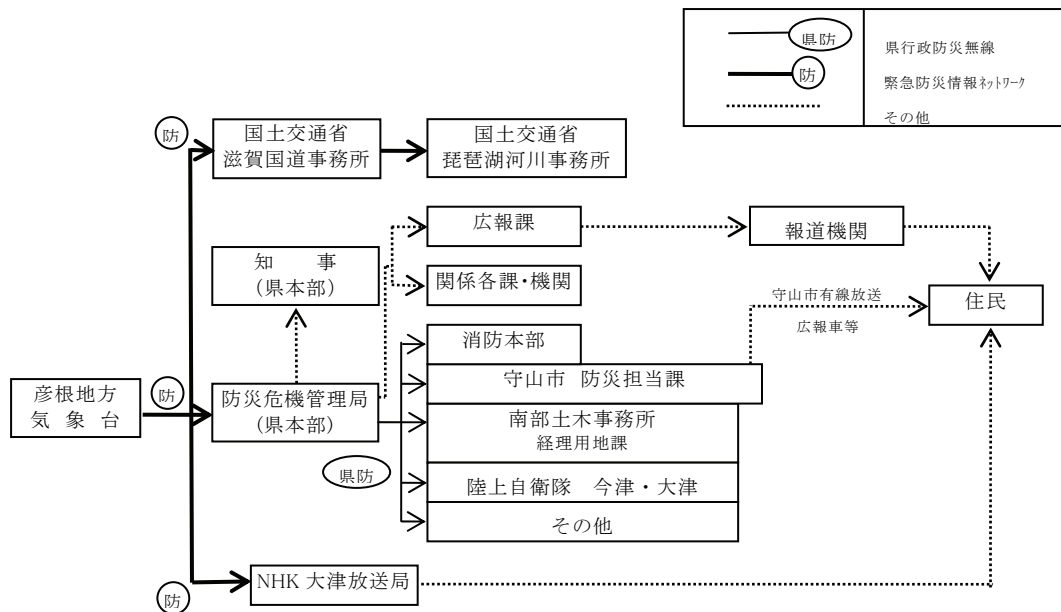
##### (1) 情報の伝達系統

地震情報及び気象等注意報・警報・伝達の経路は次の通りである

※（資料6-3）警報・注意報の発表基準

※（資料7-2）地震情報伝達様式

情報伝達経路図



(注) 防災危機管理局から南部土木事務所、市、消防本部等への地震情報の伝達方法

・勤務時間内の場合

防災行政無線により伝達する。

・勤務時間外の場合

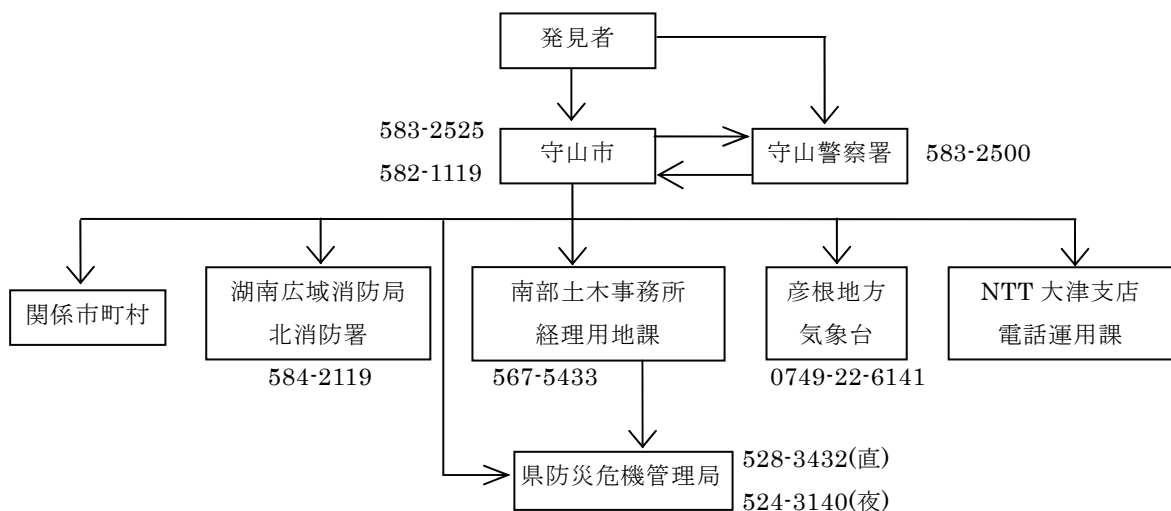
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者等に伝達する。

(2) 異常現象発見時の措置

ア. 災害が発生するおそれのある異常な現象（洪水、地割れ等）を発見した者は、ただちに市長または警察官に通報しなければならない。

イ. 通報を受けた警察官は、ただちに署長を通して市長に通報しなければならない。

ウ. 伝達系統図は以下のとおりである。



(3) その他

災害の発生その他の事故により、警報等の伝達の措置を取り難いときは、関係機関相互の連絡により警報等が正しく伝わるよう応急措置を講ずる。

なお、各機関との気象警報、注意報、台風情報の伝達受信は原則として防災行政無線により行うものとする。

### 第3 被害状況の収集・伝達

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要であり、その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・速報性（スピード）</li><li>・簡潔性（ポイントが簡明）</li><li>・情報源（確認、未確認、情報の別）</li></ul> |
|--|

また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全地区について把握するよう配慮するものとする。

次のように、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。

#### 1. 被害情報の収集

##### (1) 収集すべき情報の内容

###### ア. 災害発生直後

- ① 人命危険の有無、及び人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の被害状況
- ③ 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- ④ 避難の必要の有無、及び避難の状況
- ⑤ 市民の動向
- ⑥ 道路、港湾、及び交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- ⑧ その他の災害の発生拡大防止措置上、必要な事項

###### イ. その後の段階

- ① 被害状況
- ② 避難勧告、指示、または警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 食料、飲料水、生活必需品の供給状況
- ⑥ 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- ⑦ 医療機関の開設状況
- ⑧ 救護所の設置及び活動状況
- ⑨ 傷病者の収容状況
- ⑩ 道路、港湾、及び交通機関の復旧状況

###### ウ. その他法令に定める報告等

- ※（資料 8-4）様式第 1 号
- ※（資料 8-5）様式第 2 号
- ※（資料 8-6）様式第 3 号
- ※（資料 8-7）災害被害即報様式
- ※（資料 8-8）様式第 4 号
- ※（資料 8-9）被害即報事項例示
- ※（資料 6-5）災害の被害認定基準

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

消防署長及び警察署長、その他防災関係機関は、災害発生直後の被害状況について本部長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等について必要な助言をするものとする。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	市本部	・ 区域に係る人的・物的・機能的被害
	各施設の管理者	・ 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・ 所管施設の物的被害及び機能被害
消防署		・ 住民の被害（物的被害） ・ 火災発生状況及び火災による物的被害 ・ 危険物取扱施設の物的被害 ・ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ・ 避難道路及び橋梁の被災状況 ・ 避難の必要の有無及びその状況 ・ その他消防活動上必要ある事項
警察署		・ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 ・ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
その他の防災機関		・ 市の地域内の所管施設に関する被害状況

## 2. 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者は次のとおりとする。

情報総括責任者：指揮監

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

- ※（資料 8-5）様式第 2 号



報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (被害概況速報及び 応急措置状況報告)	覚知後、直ちに報告。以後 詳細が判明の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害及び住家被害を重点に</li> <li>・現況を把握次第直ちに</li> <li>・迅速性を第1に報告のこと</li> <li>・部分情報、未確認情報も可。 ただし情報の出所を明記のこと</li> <li>・応急対策の実施の都度必要と認める事項を報告する。</li> </ul>
経過 (被害概況報告及び 応急措置状況報告)	定期報告は、原則として、 一日あたり1回とし毎日、 正午までにとりまとめて 報告 その他必要と認める場合 及び本部より指示があつた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。</li> <li>・全壊、流出半壊、死者及び重症(傷)病者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告する。</li> <li>・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。</li> </ul>
確定 (災害確定報告及び 建物被害確定報告)	被害の全容が判明し被害 状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後 10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。</li> </ul>

### (3) 被害状況のとりまとめ

防災担当課長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

ア. 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ. 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ. 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

\*例えば、悪質なデマ、ウワサに類することや確認の手順を踏むいとまのない緊急災害発生通報

エ. 情報の空白地区の把握

\*大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害者に甚大なことを意味する場合がある。

オ. 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

※(資料 8-6) 様式第3号

## 3. 県本部等への報告

### (1) 報告の担当者

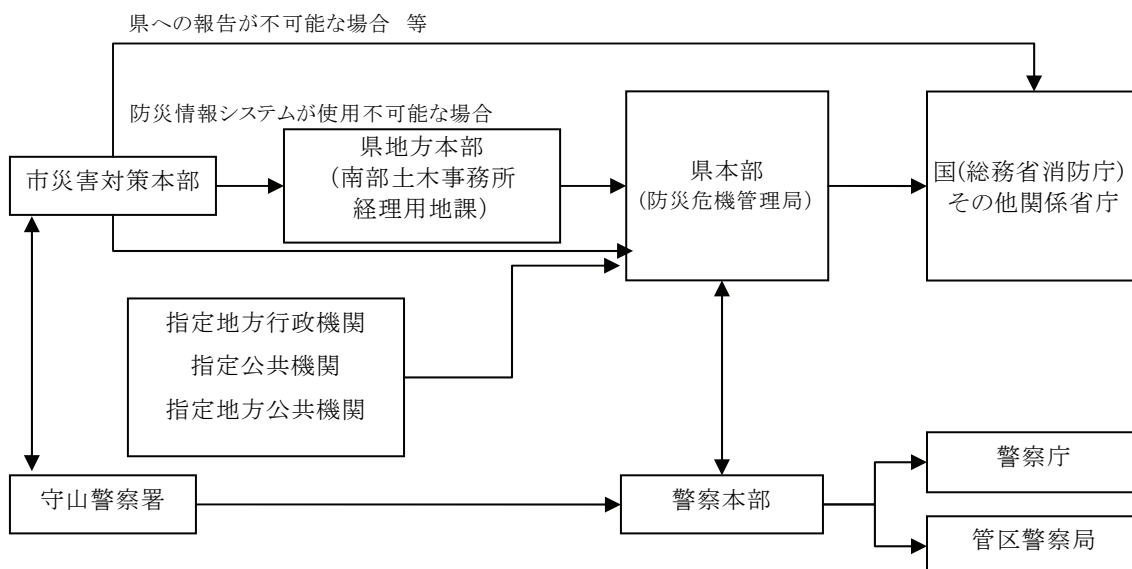
県本部等への報告は、本部長の指示に基づき、防災担当課長が行う。

### (2) 被害即報

被害発生を覚知の際は、市本部から県本部へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする(第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を防災危機管理局に連絡する)。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があつた場合は、県地方本部へ報告する。

また、通信途絶等により県地方本部及び県本部へ速報できない場合は直接、国（総務省消防庁）へ報告し、通信復旧後県に報告する。

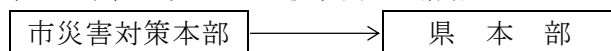
なお、消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後 30 分以内に報告する。（資料 8-6）



※（資料 8-7）災害被害即報様式

(3) 被害確定報告

被害確定報告は、応急措置が完了した後、県防災情報システムにて 10 日以内に行う。



※（資料 8-8）様式第 4 号

(4) 報告先等

	勤務時間内	勤務時間外
南部土木事務所	経理用地課 N T T T E L 077-567-5433 F A X 077-562-9234 防 災 T E L 110-862 F A X 110-851	
滋賀県	(防災危機管理局) N T T T E L 077-528-3432 F A X 077-528-4994 防 災 T E L 100-820~824 F A X 100-850	守衛室 N T T T E L 077-524-3140 F A X 077-523-6390 防 災 T E L 100-848 F A X 100-855
総務省消防庁	応急対策室 N T T T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537 防 災 T E L 048-500-7855 F A X 048-500-7536	宿直室 N T T T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553 防 災 T E L 048-500-7781 F A X 048-500-7553

報告の区分	報告の時期	留意事項	様式
被害即報	第一報被害を覚知後 30分以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する</li> <li>・全壊、流出半壊、死者及び重症(傷)病者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する</li> </ul>	災害被害即報 様式 (資料 8-7)
確定報告	応急措置完了後 10 日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする</li> </ul>	様式第 4 号 (資料 8-8)

### 第3節 災害時の広報

【政策調整部、各機関】

地震発生後速やかに市民や報道機関に、公共施設の被害の有無や復旧見込み、応急措置等の広報活動を行う。

#### 第1 実施機関とその分担

##### 1. 市

市は、本部長の決定に基づき、各防災関係と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

[主な広報事項]

- (1) 地震発生直後の広報
  - ア. 地震に関する情報
  - イ. 出火防止及び初期消火の呼びかけ
  - ウ. パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
  - エ. 避難の勧告、指示
  - オ. 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ
  - カ. 市内の被害状況の概要
    - ① 延焼火災の発生状況
    - ② 建物破壊の発生状況
    - ③ 道路破損、その他地盤災害の発生状況
  - キ. 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
    - ① 本部の設置
    - ② 地区連絡所の設置
    - ③ 避難所、救護所の設置
    - ④ その他必要な事項
- (2) 被害の状況が静穏化した段階の広報
  - ア. 地震に関する情報
  - イ. 被害情報及び応急対策実施状況に関すること
    - ① 被災地の状況
    - ② 医療救護所、避難所の開設状況
    - ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
    - ④ その他必要な事項
  - ウ. 安心情報
    - ① 「……地区は被害なし」
    - ② 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」
    - ③ その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報
  - エ. 生活関連情報
    - ① 電気、ガス、水道、下水道の復旧状況
    - ② 食料品、生活必需品の供給状況
  - オ. 通信施設の復旧状況
  - カ. 道路交通状況
  - キ. バス、電車等交通機関の復旧、通行状況
  - ク. 医療機関の活動状況
  - ケ. その他必要な事項

## 2. 守山警察署

警察は、市本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害の状況及びその見通し</li><li>・避難・救援活動に関すること</li><li>・治安状況及び犯罪の予防に関すること</li><li>・道路交通規制に関すること</li><li>・その他の警察措置に関すること</li></ul>

## 3. 市上下水道事務所及び県企業庁

市上下水道事務所及び県企業庁は、市本部と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・水道施設の被害状況及び復旧見込み</li><li>・給水拠点の位置及び応急給水状況</li><li>・水質についての注意</li><li>・その他震災発生時に必要な事項</li></ul>

## 4. 西日本電信電話

地震のため通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により次の事項をお客様に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (3) 通信のご利用者に対し協力をお願いする事項
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」の利用に関する事項
- (5) その他、必要な事項

## 5. 関西電力滋賀営業所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

[主な広報事項]

- (1) 第1段階（安全、危険防止）
  - ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと
  - イ. 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄の事業所に通報すること
  - ウ. 屋外へ避難する場合は、安全器またはブレーカーを切ること
  - エ. 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
  - オ. その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 第2段階（被害状況）

- ア. 停電区域
- イ. 停電事故復旧状況
- ウ. 停電事故復旧見込み

## 6. 大阪ガス京滋導管部

被害の大きな地域へのガス供給は停止されるが、それ以外の地域へのガス供給は継続される計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、次のとおり、広報車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区に周知する。

[おもな広報事項]

### (1) 地震発生時（供給を継続している場合）

- ア. ガス栓を全部閉めること
- イ. ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること
- ウ. ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- エ. ガス栓、メーターコックを閉め、すぐ大阪ガスに連絡すべきこと。

### (2) 地震発生時（供給停止をした場合）

- ア. ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
- イ. ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスが使用できないこと。

### (3) ガス供給を再開する場合

- ア. あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。
- イ. 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
- ウ. 内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず大阪ガスに連絡すること。
- エ. ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、大阪ガスに連絡すること。

## 7. LPガス

LPガス販売店等は、ガス漏れ等事故発生時には、消防機関等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

LPガス販売店等は、販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、大規模災害発生時におけるLPガス設備の緊急安全点検等を実施する。

### (1) 漏洩時の初期活動

漏洩があると判断された場合は、LPガス利用者に次のとおり初期動作の周知徹底を図る。

- ア. 火気がある場合は直ちに消火する。
- イ. コックを閉めてガスの使用を禁止する。（余裕があれば容器バルブも閉める。）
- ウ. 窓を開放し、ほうき、うちわ等でガスを屋外へ放出する。（換気扇は不可、LPガスは空気より重く、下に滞留しやすいので、特に下部の場所の放出を図る。）
- エ. 電気器具のコンセントの差し込みの引き抜きやスイッチの使用は厳禁する。

### (2) 漏洩事故の受付

漏洩事故の受付の正確度は、以後の作業に重要な影響があるので、正確かつ詳細に内容を聴取することが必要であり、記録する内容は次の要領で行う。

ア. 住所、氏名、電話番号（屋号がある場合は屋号まで）

イ. 住所の目標

ウ. 事故の内容は詳細に（事故の内容、屋外屋内の別、発生時間等）

エ. 修理訪問までの消費者に対する協力要請及びその到達時間

(3) 関係機関への連絡

事故の内容により、応援が必要な場合、直ちに消防署その他関係機関へ連絡するとともにLPガス販売店へ連絡し応援を求める。

(4) 広報活動

県、市、LPガス販売店等は、災害のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見した時に消費者が取るべき措置について周知、広報活動を行う。

## 第2 市広報活動の実施手順

第3章第3節第2 「市広報活動の実施手順」を準用し、広報の内容は、以下の広報文例をもとに適宜決定する。

(1) 防災行政無線（固定系）、守山市有線放送農業協同組合放送文

ア. 震度4程度の地震の時 例文1

イ. 震度5（弱・強）程度の地震の時 例文2

ウ. 震度6程度（弱・強）の地震の時 例文3

(2) 市域に震度6（弱）以上の地震が発生した時の広報文

ア. 地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達 例文4

イ. 被害の状況 例文5

ウ. 火災発生の状況 例文6

エ. 安心情報 例文7

オ. 交通の状況 例文8

(3) 避難・救護に関する広報文

ア. 避難準備情報の周知 例文9

イ. 避難の指示、誘導 例文10

ウ. 救護対策の周知 例文11

エ. り災者の避難収容場所の周知 例文12

オ. 防疫・保健衛生に関する周知 例文13

(4) その他広報文

ア. 気象情報の伝達文（大雨洪水警報） 例文14

※（資料7-1）緊急時広報文例

## 第3 報道機関への発表・協力要請

第3章第3節第3 「報道機関への発表・協力要請」を準用する。

## 第4節 消防・救急救助活動等

【北消防署、消防団、防災担当課、各機関】

第3章第4節 「消防・救急救助活動等」を準用する。



## 第5節 警備・交通対策

【守山警察署、都市経済部、環境生活部】

地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期することを目的として、警察等の防災関係機関が行う対策を定める。

### 第1 災害時の警備

#### 1. 警察の任務

大地震発生時における警察活動は、次の通りである。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導
- (4) 死体見分
- (5) 二次災害の防止
- (6) 危険個所等における避難誘導等の措置
- (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
- (8) 緊急交通路の確保
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) 情報管理に関する措置
- (12) 関係機関との相互連携
- (13) ボランティア活動等の受入れ

#### 2. 警備体制

- (1) 災害警備本部の設置

県内で震度7程度の地震が発生した場合、守山警察署は署長を本部長とする守山警察署災害警備本部を設置する。

### 第2 道路の交通規制

警察署長は、地震災害の発生に伴い、避難路及び緊急対策用道路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施する。

一方、市本部長は、避難の勧告または指示を行う等、その必要があると認める場合は、直ちに警察署長に連絡して交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に万全を期す。

#### 1. 交通状況の把握

県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

## 2. 規制の実施

### (1) 地震発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外または道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

### (2) 災害応急対策期の交通規制

災害対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する等して、緊急交通路を確保する。

### (3) 復旧期の交通規制

円滑な害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

#### [交通規制の実施フロー]

##### 第1段階（震災直後）

- ・通行車両の緊急停止措置の実施
- ・被災地への流入抑制

↓

##### 第2段階（災害応急対策期）

- ・広域交通管制の実施
- ・緊急交通路の確保

↓

##### 第3段階（復旧期）

- ・道路の復旧状況に応じた交通規制の実施

## 3. 緊急交通路の確保

### (1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道路を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

### (2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

### (3) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

## 4. 交通情報の収集

環境生活部長は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣する等して、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

### (1) 収集すべき主な交通情報

- ア. 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- イ. 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ウ. 交通規制の実施状況
- エ. 特に危険と認められた道路及び橋梁
- オ. その他必要な事項

## 第6節 緊急輸送対策

【総務部、都市経済部】

第3章第7節 「緊急輸送対策」を準用する。

## 第7節 緊急輸送道路等の確保

【都市経済部、防災担当課、各機関】

第3章第8節 「緊急輸送道路等の確保」を準用する。

また、臨時ヘリポートの開設は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模地震(震度6弱以上)の発生を覚知した場合は、本部長の開設の指示によるものとする。

## 第8節 ライフライン施設の応急対策

各ライフライン施設を所有する機関が行う応急的復旧対策についての事項は、次のとおりとするとともに、市及び関係機関は次のような段階をふんで、施設機能の回復作業に努めるものとする。

1. 各施設機能の代替となるサービスの応急的な提供に努める。
2. 相互に協力して、応急的な復旧措置を講じる。
3. 各関係機関が、順次被害の程度に応じて定められた計画に基づき、本格的な復旧作業を実施する。

### 第1 上水道施設

【上下水道事業所】

第3章第9節第1 「上水道施設」を準用する。

なお、職員の動員・配備は、「第4章第1節第3 災害対策本部職員の動員・配備」に準用する。

### 第2 公共下水道、農業集落排水施設

【上下水道事業所】

第3章第9節第2 「公共下水道、農業集落排水施設」を準用する。

なお、職員の動員・配備は、「第4章第1節第3 災害対策本部職員の動員・配備」に準用する。

### 第3 電気施設

【関西電力】

第3章第9節第3 「電気施設」を準用する。

### 第4 ガス施設

【大阪ガス、ガス事業者】

ガス施設に被害が発生した場合、ガス事業者は、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行いガスの供給を確保する。

また、災害発生時には、「災害対策要綱」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、ガス事業者社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

#### 1. 情報の収集伝達

##### (1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置により直ちに各事業所へ伝達する。

##### ア. 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

##### イ. 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

##### (2) 通信連絡

ア. 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ. 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ. 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

##### (3) 被害状況の収集、報告

ガス事業所管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

## 2. 応急対策用員の確保

(1) 災害時の発生が予想される場合、または発生した場合は、ガス事業者社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を活用する。

(2) 震度5弱以上の災害が発生した場合、ガス事業者本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全体的な活動ができるよう動員を行う。

## 3. 災害時の広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

「第4章第3節 災害時の広報」のとおり行う。

## 4. 地震災害危険防止対策

(1) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

(2) 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

(3) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

## 5. 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧について、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスを供給再開する。

(2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

## 第5 電気通信設備

【西日本電信電話】

第3章第9節第5 「電気通信設備」を準用する。

## 第6 鉄道施設

【西日本旅客鉄道、東海旅客鉄道】

多数の乗客を大量輸送する鉄道等において、大規模な地震が発生した時には、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。

鉄道機関は、地震発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずるための計画の策定に努める。

## 1. 基本方針

### (1) J R 西日本

地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

### (2) J R 東海

地震発生の場合、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

## 2. 応急対策

### (1) J R 西日本 京都支社

#### ア. 地震時の運転規制基準と警備

##### 運転規制値（地震）

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 わ せ
地震計が40ガル以上79ガル以下を示したとき。 (標準) 規制区間内を初列車は15 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h 以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。 ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。	地震計が80ガル以上を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、15 km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

イ. 運転事故等が発生したときは、京都支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

[事故対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲]

種 別	設 置 の 標 準	招 集 範 囲 (支社内間接社員)
第1種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な列車事故等が発生したとき</li> <li>・ お客様、通行人等に死傷者が生じたとき、またはそのおそれがあるとき</li> <li>・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・ 特に必要と認めたとき</li> </ul>	招集可能者の全員
第2種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な事故が発生したとき</li> <li>・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・ 特に必要と認めたとき</li> <li>・ その他特に必要と認めたとき</li> </ul>	招集可能者の半数
第3種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）</li> </ul>	必要最低数

(注) 召集範囲は本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

(注) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

(2) J R 東海新幹線鉄道事業本部

ア. 地震発生により、テラスが作動した場合、あらかじめ制定した巡回パターンにより安全を確認する。テラスの地震被害発生予想（地震強度）により巡回パターンを4段階（甲、乙、丙、丁）とし、全線巡回（甲）部分巡回（乙）添乗巡回（丙）としている。なお、運転再開は段階的な方法をとる。

イ. 災害対策本部の設置

地震の発生により感震器が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模及び感震器作動の範囲により新幹線鉄道事業本部及び現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

ウ. 社員の非常召集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集計画に基づき、非常召集を行う。

エ. 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

- ① 関係社員の非常召集計画
- ② 応急復旧用資材の所在、及び数量の把握
- ③ 関係協力業者へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握
- ④ 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握
- ⑤ その他、関係機関への連絡、方法等の確立

## 第9節 公共施設等の応急対策

第3章第10節 「公共施設等の応急対策」を準用する。



## 第10節 避難対策

### 【防災担当課、各部、各機関】

災害による延焼火災の拡大、ガス等の流失拡散等による危険地域から安全地域に市民等を避難させる手順、各機関・団体等の役割分担や、不特定多数者が各種目的で昼間時に使用する市の施設の避難対策（情報伝達や避難誘導上の分担や手順等）及び、避難場所の開設から運用までの必要な手順について定める。

### 第1 避難準備情報・避難の勧告・指示

避難勧告の指示権者は次のとおりであるが、勧告・指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

#### 1. 実施責任者

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
①避難準備情報	市長	災害時要援護者に対する立退き勧告及び立退き先への指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
②避難勧告	市長 (災害対策基本法 60 条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
③避難の指示等	知事及びその命を受けた職員 〔水防法 29 条〕 〔地すべり等防止法 25 条〕	立退き先の指示	災害により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法 22 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 (災害対策基本法 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 〔災害対策基本法 61 条〕 〔警察官職務執行法〕	立退き先の指示 警告 避難指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94 条)		災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
④知事による避難の指示等の代行		知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立ち退き及び指示に関する措置の全部または一部を代行する。	

※ただし、市長は避難準備情報、勧告及び指示を行った場合、ただちに知事に報告するものとする。

その他のものは、いずれも市長の指示による場合、もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。

そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後、直ちにその旨を本部長（市長）に通知し、県知事への報告をしなければならない。

## 2. 避難準備情報・勧告・指示を行う場合

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、指揮監及び警察署等の防災関係機関からの要請もふまえて、本部長が行う。

災害の状況により様々な場合が想定され得るが、避難の指示・勧告を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる点から、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

### (1) 局地的な災害による場合

[地域を限定した避難の指示・勧告発令]

- ア. 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- イ. 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ウ. 爆発のおそれがあるとき。
- エ. ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- オ. 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- カ. その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

### (2) 広域的な災害による災害

[広域的な避難の指示・勧告発令]

- ア. 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき。
- イ. ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ. 県本部長から避難についての勧告または指示の要請があったとき。
- エ. その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

## 3. 避難準備情報・勧告・指示の対象者

避難の勧告・指示は、住居者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

## 4. 避難準備情報・勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにする。

[避難の勧告・指示の内容]

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等）

## 5. 避難準備情報・勧告・指示の伝達等

### (1) 関係地域内住民等への伝達

避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、安心・安全メール、緊急速報メール等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等、関係区域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行うものとする。  
広報については、「第4章第3節 災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

#### (2) 隣接市等機関への通報

市長が避難の勧告・指示を行ったとき、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、総務部次長は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

##### ア. 隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておくものとする。

なお、隣接市において、避難対策を検討する上で必要な情報である。

##### イ. 県の関係機関

各警察署、その他関係機関に連絡し協力を要請する。

##### ウ. 学校施設等の管理者

教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

## 6. 避難情報の県等への報告

防災担当課長は、避難情報（自主避難、準備情報、勧告、指示）の発令（開始）及び解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、避難所を開設した際は、守山警察署長に対しても報告を行う。

#### [県等へ報告すべき事項]

- ア. 発令日時（避難開始日時）
- イ. 解除日時（非難終了日時）
- ウ. 避難区分（自主避難、準備情報、勧告、指示、解除）
- エ. 避難対象地域
- オ. 避難先施設名
- カ. 避難先住所
- キ. 応急救護所設置の有無
- ク. 避難対象世帯
- ケ. 避難世帯
- コ. 避難人数
- サ. その他参考となる事項

## 第2 警戒区域の設定等

第3章第11節第3 「警戒区域の設定等」を準用する。

### 第3 市公共施設等の来訪者・入所者等の避難

第3章第11節第4 「市公共施設等の来訪者・入所者等の避難」を準用する。

### 第4 避難の誘導

第3章第11節第5 「避難の誘導」を準用する。

### 第5 避難路及び避難場所の安全確保

第3章第11節第6 「避難路及び避難場所の安全確保」を準用する。

### 第6 避難所の開設

第3章第11節第7 「避難所の開設」を準用する。

なお、勤務時間外においては、以下の基準で避難所を開設するものとする。

ア. 震度4の場合は、地震1号体制の配備職員により、市内の被害状況及び避難者の有無を確認し、開設の必要がある場合は、防災担当課長の判断により、避難所開設の指示を行う。この場合の開設の順位は、

- ・ 地区会館
- ・ 小学校・中学校
- ・ その他の避難所

の順とし、施設管理者に施設の解錠と、避難所としての利用を要請するとともに、職員を派遣して、避難者の誘導を行う。職員が不足する場合は、電話等により、職員を動員する。避難所を開設した場合は、防災担当課長は、開設後、すみやかに市長に報告する。

イ. 震度5弱、震度5強の場合は、地震2号体制の避難誘導班により、各避難所の被害状況及び避難者の有無を確認し、開設の必要がある場合は、防災担当課長に報告する。報告を受けた防災担当課長は、自らの判断により、避難所開設の指示を行う。

開設する避難所については、施設管理者に解錠と避難所としての利用を要請するとともに、避難誘導班に避難所の開設を指示する。避難所を開設した場合は、防災担当課長は、開設後、すみやかに市長に報告する。

ウ. 震度6以上の場合は、避難所に指定されている施設管理者及び避難誘導班は、自動的に避難所に参集し、避難所の開設を行うものとする。

避難所の開設手順は次のとおりである。

- |  |
|--|
| <p>ア. 避難所を解錠し、施設の被害調査等安全を確認する。(施設管理者による)</p> <p>イ. 担当職員の到達後、担当職員により、避難所開設の旨を本部に報告</p> <p>ウ. 施設の門を開ける</p> <p>エ. 施設の入口扉を開ける</p> <p>(すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)</p> <p>オ. 避難所内事務所を開設</p> <p>カ. 避難者の受け入れ(収容)スペースを指定</p> <p>キ. すでに避難している人を指定のスペースへ誘導</p> <p>※以下「避難所の運営」の項へ</p> |
|--|

### 第7 避難所の運営

第3章第11節第8 「避難所の運営」を準用する。

## 第 1 1 節 応急医療救護

【市民病院、健康福祉部、北消防署】

第 3 章第 1 2 節 「応急医療救護」を準用する。

## 第12節 生活救援対策

市が取り込むべき応急対策は、飲料水・食品・生活必需品等の供給や、住宅に関する応急措置、災害相談業務の実施からなる。

### 第1 飲料水の供給

【上下水道事業所】

第3章第13節第1 「飲料水の供給」を準用する。

### 第2 食品の供給

【健康福祉部】

第3章第13節第2 「食品の供給」を準用する。

### 第3 生活必需品の供給

【健康福祉部】

第3章第13節第3 「生活必需品の供給」を準用する。

### 第4 被災建築物の応急危険度判定の実施

【都市経済部】

市は、県と協力して、災害発生後、可能な限り速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者ならびに付近の通行者等に周知する。

#### 1. 被災建築物における応急危険度判定の実施準備

都市経済部は、県との連携を図り、被災建築物等における応急危険度判定の実施に向けての準備を行う。

##### (1) 応急危険度判定士の確保

都市経済部は、県に応急危険度判定士の確保を要請する。

##### (2) 応急危険度判定士の受け入れ施設の確保

都市経済部は、防災担当課と協議し、応急危険度判定士の受け入れ施設を確保する。

##### (3) 作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士の名簿づくり   | <input type="checkbox"/> 担当区域の配分        |
| <input type="checkbox"/> 判定に必要な資料の準備      | <input type="checkbox"/> 判定作業に必要な資機材の確保 |
| <input type="checkbox"/> 判定統一のための打ち合わせの実施 | 等                                       |

#### 2. 応急危険度判定の実施

都市経済部は、応急危険度判定士と協力して、被災建築物等の応急危険度判定を実施する。

被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従い実施する。

##### (1) 危険度判定実施本部の設置

① 都市経済部は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災建物が発生していると予測されるときは、災害実施本部長の判断により、危険度判定の実施を決定する。

② 判定実施を決定したときは、災害対策本部に建築課長を実施本部長とする危険度判定実施本部を設置し、判定業務にあたる。また、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。

③ 判定実施を決定したときは、県知事に連絡するとともに、報道機関等を通じて市

民に判定実施の周知を努める。

(2) 実施本部の業務

- ① 建物に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
  - ア. 実施オペレーションタイプ
  - イ. 判定実施区域、優先順位
  - ウ. 判定コーディネーター数
  - エ. 対象建築物の用途、規模判定実施期間
  - オ. 必要判定士数
  - カ. 応援判定士数
  - キ. 判定資機材等
- ③ 判定士・判定調整員の受入れ
- ④ 判定士・判定調整員の組織編成
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の現地表示
- ⑥ 判定結果の調整及び集計ならびに市長への報告
- ⑦ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ⑧ その他

(3) 県への支援要請

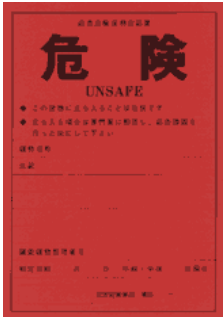


建築課長は、次の内容を具体化して、県危険度判定支援本部長に対し支援要請を行う。

- ① 判定士、判定調整員の派遣
- ② 判定資機材の提供
- ③ 実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意
- ④ 判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保
- ⑤ その他

3. 判定結果の表示及び周知

(1) 応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口等、見やすい場所に貼りつける。

■ 応急危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	建築物の損傷が少ない。

(2) 応急危険度判定結果により「危険」又は「要注意」と判断された建築物については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

また、類似した調査として、宅地に危険度を判定するための「被災宅地危険度判定」や、り災証明発行のための「被害家屋調査」も実施されることから、市民が混乱をきたさないよう、これらの調査の違いについて、分かりやすい内容で広報を実施する。

#### 4. 危険と判断された建物の所有者等への対応

都市経済部は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物の所有者・管理者からの相談に優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

#### 第5 被災宅地危険度判定の実施 【都市経済部】

第3章第13節第4 「被災宅地危険度判定の実施」を準用する。

#### 第6 被害家屋調査の実施 【都市経済部、総務部】

第3章第13節第5 「被害家屋調査の実施」を準用する。

なお、第一次被害家屋調査の参考資料として、建物応急危険度判定による調査結果を活用する。

#### 第7 公営・民間住宅の確保・供給 【都市経済部】

第3章第13節第6 「公営・民間住宅の確保・供給」を準用する。

#### 第8 応急仮設住宅の設置 【都市経済部】

第3章第13節第7 「応急仮設住宅の建設設置」を準用する。

#### 第9 被災住宅の応急処理 【都市経済部】

第3章第13節第8 「被災住宅の応急処理」を準用する。

#### 第10 応急保育の実施 【健康福祉部】

第3章第13節第9 「応急保育の実施」を準用する。

#### 第11 被害相談の実施 【環境生活部】

第3章第13節第10 「被害相談の実施」を準用する。



### **第 1 3 節 災害時要援護者対策**

**【環境生活部、健康福祉部】**

第 3 章第 1 4 節 「災害時要援護者対策」を準用する。

### **第 1 4 節 ボランティア対策**

**【健康福祉部、社会福祉協議会】**

第 3 章第 1 5 節 「ボランティア対策」を準用する。

### **第 1 5 節 清掃・防疫等**

**【都市経済部、環境生活部、総務部、健康福祉部、北消防署、消防団】**

第 3 章第 1 6 節 「清掃・防疫等」を準用する。

### **第 1 6 節 応急教育対策**

**【教育委員会、各機関】**

第 3 章第 1 7 節 「応急教育対策」を準用する。

### **第 1 7 節 災害救助法の適用**

**【健康福祉部】**

第 3 章第 1 8 節 「災害救助法の適用」を準用する。